

# 総合共済基本型

総合(慶弔)共済

## 全国の仲間による助け合いの礎となる共済



### 保障内容

共済金の種類	お支払い事由	共済金
死亡弔慰金	被共済者(組合員)の死亡	500,000円
	配偶者の死亡	(内縁関係・同性パートナーの配偶者を含む) 200,000円
	子の死亡	実子・養子・継子とそれぞれの配偶者 50,000円
	親の死亡	組合員と配偶者のそれぞれの 実父母・養父母・継父母 10,000円
重度障害見舞金	被共済者(組合員)の重度障がい	500,000円
結婚祝金	結婚(内縁関係の配偶者・同性パートナーとの結婚を含む)	10,000円
退職餞別金	退職による組合からの脱退	18,000円

火災等【火災、落雷、破裂・爆発など】			
	全焼・全壊	70%以上	400,000円
	半焼・半壊	50%～70%未満	360,000円
30%～50%未満		280,000円	
20%～30%未満		200,000円	
一部焼・一部壊	10%～20%未満	120,000円	
	5%～10%未満	80,000円	
	5%未満で損害額が2,000円以上の場合	20,000円以内*	

自然災害			
風水害等【暴風雨、洪水、降雪など】			
	全壊・流失	70%以上	160,000円
	半壊	20%～70%未満	80,000円
一部壊	損害額が100万円を超える場合		16,000円
	損害額が20万円を超え100万円以下の場合		4,800円
床上浸水	全床面積50%以上にわたる浸水	150cm以上	80,000円
		100～150cm未満	54,000円
		70～100cm未満	38,000円
		40～70cm未満	26,000円
	全床面積50%未満の浸水	40cm未満	16,000円
		100cm以上	16,000円
	100cm未満	4,800円	

地震等【地震、噴火、津波など】			
	全壊・流失	70%以上	50,000円
	大規模半壊	50%～70%未満	30,000円
	半壊	20%～50%未満	25,000円
	一部壊	損害額が20万円を超える場合	5,000円
	同居親族の死亡		20,000円

\*「一部焼・一部壊」の5%未満は、20,000円を上限に実損額を支払います。なお、建物に損害がない場合でも、家財に2,000円以上の損害があれば支払います。

総合共済基本型は、年齢や性別によらず契約者(組合員)が定額の掛金を拠出し、共済期間中に起きた慶弔・弔事・災害などに際して祝金・弔慰金・見舞金などの共済金を受け取る相互扶助を目的とした共済制度です。満期共済金・解約返戻金はありません。

### ご契約いただける方(契約者になることができる方)と保障の対象

- ・契約者になることができる方  
組合員本人
- ・被共済者(保障を受けることができる方)  
契約者
- ・保障の対象になる方  
組合員本人、その配偶者、子および親  
※配偶者には、内縁関係の配偶者・同性パートナーを含みます。ただし、組合員やこれらの方に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。
- ・保障の対象になる物件  
被共済者の居住する建物

### 共済期間

#### 共済期間は

**1年間(4月1日～翌年3月末日※)です。**

〔共済期間の途中で加入する場合は、契約申込書を提出し、初回掛金を払い込んだ日の翌月1日午前零時から効力を開始します〕

1年ごとに契約更新し、在職中の組合員である限り継続することができます。

※組合によって共済期間が異なる場合があります。

### 掛金

掛金は月々**300円**です。

#### 地震等災害見舞金について

地震等による損害を被り、総合共済の加入があり、かつ、総合共済の被共済者が居住している住宅の損害額が20万円を超えるときは、地震等災害見舞金をお支払いする場合があります(地震等とは、地震もしくは噴火、またはこれらによる津波をいいます)。

この見舞金は、総合共済による保障とは別にお支払いするものです。年間の総支払限度額を設けて、その範囲内でお支払いすることになるため、お支払いを約束するものではありません。

・このパンフレットには自治労共済生協の総合共済基本型の利用にあたって、必要な情報が記載されています。大切に保管してください。  
・契約にあたって特にご確認いただきたい重要な事項を「契約概要・注意喚起情報」として記載しています。必ずお読みください。

#### 10 共済金など支払事由発生時の連絡先について

・共済金などの支払事由が発生した場合は、組合(またはこれに準ずる団体。以下「組合」といいます)を通じて各都道府県支部までご連絡ください。

#### 11 共済金のお支払い期限について

・共済金のお支払い期限を次のように定めています。詳しくは事業規約・細則をご参照ください。

共済金請求書類のみでお支払いが可能な場合のお支払い期限	30日
-----------------------------	-----

<事実の確認や調査が必要な場合のお支払い期限の例>

弁護士法その他の法令にもとづく照会が必要なとき	180日
警察・消防等の公の機関による調査等について照会が必要なとき	
医療機関等の専門機関による診断・鑑定等について照会が必要なとき	90日
災害救助法の適用された被災地域において調査が必要なとき	60日

※ お支払い期限は休日も含みます。

※ お支払い期限の起算日は、次の①または②のいずれか遅い日となります。

- ① 請求に必要なすべての書類が自治労共済生協に到着した日の翌日
- ② 事由発生日の翌日

#### 12 共済金をご請求いただける期間について

・共済金をご請求いただける期間は、支払事由の発生した日の翌日から3年間です。

#### 13 共済金等を確実にご請求いただくために(代理請求について)

・契約者が共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、契約者があらかじめ指定した代理人(指定代理請求人)が共済金等を請求することができます(「指定代理請求制度」といいます)。また、指定代理請求人が指定されていないときや指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるとき等には、契約者の代理人となりうる方(代理請求人)が共済金等を請求することができます(「代理請求制度」といいます)。

#### 14 共済制度の変更について

・共済制度は、組合員の皆さまの代表によって開催される総代会の議決により、今後変更されることがあります。  
・事業規約および細則を改正した場合には、更新日時点における事業規約および細則にもとづく共済掛金の額・保障内容等(支払事由・共済金の額その他の契約内容とするすべての事項)により更新します。  
・共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化その他の事情により必要が生じた場合には、共済掛金の額の変更を伴わない範囲で保障内容等を変更する場合があります。なお、この場合には、変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、ホームページへの掲載その他の方法により周知します。

#### 15 組合について

・組合は事務取り次ぎを行う機関であり、契約締結の代理権はありません。

#### 16 団体事務手数料のお支払いについて

・共済契約等にかかわる事務手続きは共済契約者からの委任にもとづき共済契約者の所属する組合が代行します。自治労共済生協は、この事務手続きに際して生じる費用相当額を、共済契約者に代わって組合に事務手数料としてお支払いします。

自治労共済生協(全日本自治体労働者共済生活協同組合)

効力を失った場合等で、引き続き事業をご利用されない場合は、すみやかに出資金返戻請求の手続きを行ってください。事業利用終了後3年が経過した組合員で、出資金の払い戻しの請求がなく、住所変更の手続きをされていない場合は、脱退の予告があったものとみなし、脱退の手続きをさせていただきます。ご了承ください。

自治労共済生協は厚生労働省令にもとづき、大規模な自然災害や巨額な共済事故に備える異常危険準備金や法定準備金を積み立てています。また、共済金の支払いに備える支払い備金を適切に積み立てています。

忘れのないようご注意ください。

総合共済の事業規約・細則は、組合に備え付けてあります。また総合共済以外の各共済ごとの事業規約・細則をご確認される場合は、組合を通じて各都道府県支部まで問い合わせください。総合共済以外の「ご契約のしおり」は組合を通じて配布いたします。万一お手元がない場合は、組合を通じて各都道府県支部にご請求ください。

お問い合わせ先

自治労共済生協の各都道府県支部までご連絡ください。  
各都道府県支部の電話番号は、ホームページをご覧ください。

※ 個人情報の取り扱いにつきまして、より詳細なことは、自治労共済生協ホームページなどに記載の「自治労共済生協個人情報保護方針」(https://www.jichiro-kyosai.jp/privacy/index.html)をご参照ください。

#### 4 ご契約のお申し込み・お申し込み後の取り扱いについて

- ・必ず組合員ご自身が申込書を記入してください。記入後は内容を充分ご確認のうえ、署名・押印してください。
- ・継続契約時には、共済契約者または自治労共済生協からの意思表示がない限り、書面による手続きを省略して満了する共済契約と同一保障内容で共済契約を更新します。
- ・保障内容や契約条件の変更、解約などをご希望される場合は、期日までに所定の書面でお申し込みください。

#### 5 クーリングオフについて

・契約申込者(契約者)は、申込日を含めた8営業日以内であれば書面をもって申し込みの撤回(クーリングオフ)ができます。

※ クーリングオフをする場合、書面に契約の種類、申込日、契約者の名前、住所、クーリングオフする旨を明記し、署名・押印のうえ、所属の団体を通じて各都道府県支部まで提出してください。詳しくは各都道府県支部までお問い合わせください。

#### 6 保障開始日について

- ・申込書の到着と第1回目の共済掛金の着金をもって、申込書に記載されている発効日の午前零時より保障が開始されます。
- ・自治労共済生協による加入承諾日が上記より遅い日となる場合は、この限りではありません。

#### 7 主な免責事由(共済金をお支払いできない場合・削減する場合)

・共済制度には共済金を免責・削減する事由が定められています。詳しくは当パンフレット該当ページ(または事業規約・細則)をご参照ください。

#### 8 共済契約の無効・取り消し・解除について

- (1) 次の場合、共済契約は無効となり、共済金を支払われないことがあります。
  - ・加入要件を満たしていない人が加入していた場合。
- (2) 次の場合、共済契約は取り消しとなり、すでに払い込まれた共済掛金に相当する額は払い戻しません。
  - ・詐欺または強迫によって共済契約が締結された場合。
- (3) 次の場合、共済契約は将来に向かって解除され、すでに払い込まれた共済掛金に相当する額は払い戻しません。また、すでに共済金を支払っていたときは共済金の返還を求めます。
  - ・共済契約者または被共済者が、告げることを求められた重要な事実を告げず、または事実と異なることを申込書に記載したとき。
  - ・共済金の請求および受領などに際し、共済契約代表者、共済契約者、被共済者または共済金受取人が詐欺行為をしたとき。
  - ・共済契約者、被共済者または共済金受取人が、反社会的勢力<sup>※1</sup>に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係<sup>※2</sup>を有していると認められるとき。
    - ※1 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。以下同じです)、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他の反社会的勢力をいいます。
    - ※2 「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。

#### 9 共済掛金の払込猶予期間・共済契約の失効について

・共済掛金は払込期日から所定の猶予期間を設けています。この期間中に共済掛金が払い込まれない場合、共済契約は失効しますので、ご注意ください。

#### 自治労共済生協とは

自治労共済生協(全日本自治体労働者共済生活協同組合)は、消費生活協同組合法にもとづき非営利で共済事業を営む生活協同組合です。生活協同組合は組合員の参加により運営されています。新しく組合員になられる方は出資金1口(100円)以上をお支払いいただき自治労共済生協の組合員となっていただくことにより、各都道府県支部の取り扱いにあわせて、自治労共済生協の各種共済を利用することができます。  
なお、すべてのご契約を解約された場合、または共済契約が失効となり

共済金の請求事由が生じましたら、所定の用紙に必要な事項を記入し、必要な添付書類を添え、所属の組合(またはこれに準ずる団体。以下「組合」といいます)を通じて各都道府県支部にすみやかにご提出ください。「こくみん共済 coop」または「自治労共済生協」が実施する各共済制度は、保障内容が一部重複しています。複数の共済にご加入されている場合、重複して共済金などをお支払いできることがありますので、ご請求漏れ・ご請求

幸せは、ひとりじゃつくれぬ  
**自治労共済生協**  
全日本自治体労働者共済生活協同組合  
https://www.jichiro-kyosai.jp/

(承2300A03-09 5123Q002)

【総合共済基本型パンフレット第9版(2019年2月制度改定・2020年4月民法改正・こくみん共済 coop 対応)第1刷 2024.5 TRY 30,000】

## 保障内容のご説明

### 1. 重度障害見舞金

「重度障がい」とは、事業規約別表第1「重度障害等級表」の状態をいいます。なお、「重度障がい」の等級の認定は、「労働者災害補償保険法施行規則第14条」に準じて行うものとします。

### 2. 結婚祝金

「結婚祝金」は、被共済者が結婚した場合に支払います。

### 3. 退職餞別金

「退職餞別金」は、被共済者が所属する組合（またはこれに準ずる団体。以下「組合」といいます）の組合員となってから3年以上の所属期間を経過して、退職により当該組合を脱退する（死亡退職を除く）場合に支払います。

なお、定年退職などにより再任用・再雇用制度が適用される場合については、再任用・再雇用の終了時ではなく、定年退職などの際に脱退するものとみなし、退職餞別金を支払います。

## 共済金のご請求について

総合共済は、「こくみん共済 coop」または「自治労共済生協」が実施する他の共済制度と保障内容が一部重複しています。複数の共済制度にご加入されている場合、重複して共済金等をお支払いできることがありますので、ご請求漏れ・ご請求忘れのないようご注意ください。保障内容についてご不明な点がある場合は組合に備え付けの事業規約・細則をご確認ください。もしくは各都道府県支部にお問い合わせください。

なお、共済金をご請求いただける期間は、支払事由の発生した日の翌日から3年間です。

## 引受団体・割り戻し金

### 1. ご契約の引き受け先について

総合共済は自治労共済生協が次の事業規約により引き受けを行っています。

- 総合（慶弔）共済

### 2. 割り戻し金について

自治労共済生協の毎年度の決算において、剰余が生じた場合、総代会の議決にもとづき原則として割り戻し金を契約者に還元します。なお、必ず割り戻し金があることを約束するものではありません。

### 4. 住宅災害見舞金

①被共済者の居住している建物が火災等により損害をこうむった場合に住宅災害見舞金を支払います。

「火災等」とは、火災、落雷、破裂・爆発、給排水設備の不測かつ突発的な事故などを伴う水ぬれ、車両の衝突、風水害等を除く建物外部からの物体による損壊、凍結による水道管などの損壊、損害額5万円以上の第三者からの直接加害行為をいいます。

②被共済者の居住している建物が自然災害により損害をこうむった場合に住宅災害見舞金を支払います。

「自然災害」とは、風水害等および地震等をいいます。「風水害等」とは、暴風雨、旋風、突風、台風、高潮、高波、洪水、なが雨、豪雨、雪崩れ、降雪もしくは降ひょう、またはこれらによる地すべりもしくは土砂崩れをいいます。

「地震等」とは、地震もしくは噴火、またはこれらによる津波をいいます。

③「同居親族の死亡」とは、被共済者と同居する親族が①または②により死亡した場合をいいます。

## 共済金をお支払いできない場合・削減する場合／契約を解除する場合など

共済金受取人の故意または重大な過失により支払事由が発生した場合や、犯罪行為を伴う支払事由が発生し、自治労共済生協が共済金の支払いを適当でないと認めた場合など、一定の要件にもとづいて共済金を免責・削減することがあります。また、詐欺行為など、契約の存続を困難とする重大な事由があるとき、契約を将来に向かって解除することがあります。詳しくは所属する組合に備え付けの事業規約・細則をご参照ください。



## 重要事項 必ずお読みください

## < 契約概要 >

ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。お申し込みの前に必ずお読みくださるようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については当パンフレット該当箇所および組合に備え付けの事業規約・細則をご参照のうえ、保障内容・共済掛金などをご意向に沿ったものであるかをご確認ください。ご不明な点については、各都道府県支部までお問い合わせください。※文中の「組合」は、組合またはこれに準ずる団体をいいます。

### 1 共済制度のしくみ

・総合共済は、年齢や性別によらず共済契約者（組合員）が定額の共済掛金を拠出し、共済期間中に起きた慶事・弔事・災害などに際して祝金・弔慰金・見舞金などの共済金を受け取る相互扶助を目的とした共済制度です。満期共済金・解約返戻金はありません。

### 2 主な保障内容

共済金の種類	お支払い事由
死亡弔慰金	被共済者、その配偶者、子または親が、共済期間中に死亡したときに、共済金をお支払いします。
重度障害見舞金	被共済者が共済期間中に重度障がい状態（事業規約別表第1「重度障害等級表」の状態）になられたときに、共済金をお支払いします。
住宅災害見舞金	火災等または自然災害により、共済期間中に次の①～②のいずれかとなったときに、共済金をお支払いします。 ①被共済者が居住する建物が損害を受けたとき、②被共済者の同居親族が死亡したとき
結婚祝金	被共済者が共済期間中に結婚されたときに、共済金をお支払いします。
退職餞別金	被共済者が所属する組合の組合員となってから3年以上の所属期間を経過して、共済期間中に退職により当該組合を脱退する（死亡退職を除く）場合に、共済金をお支払いします。なお、定年退職などにより再任用・再雇用制度が適用される場合については、再任用・再雇用の終了時ではなく、定年退職などの際に脱退するものとみなし、退職餞別金を支払います。

### 3 主な免責事由（共済金をお支払いできない主な場合）

・共済金受取人の故意または重大な過失により支払事由が発生した場合や、犯罪行為を伴う支払事由が発生し、自治労共済生協が共済金の支払いを適当でないと認めた場合など、一定の要件にもとづいて共済金を免責・削減することがあります。詳しくは組合に備え付けの事業規約・細則をご参照ください。

## < 注意喚起情報 >

ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。お申し込みの前に必ずお読みくださるようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については当パンフレット該当箇所および事業規約・細則をご参照のうえ、保障内容・共済掛金などをご意向に沿ったものであるかをご確認ください。ご不明な点については各都道府県支部までお問い合わせください。

### 1 新しく組合員になれる方へ

・自治労共済生協（全日本自治体労働者共済生活協同組合）は、消費生活協同組合法にもとづき非営利で共済事業を営む生活協同組合です。生活協同組合は組合員の参加により運営されています。新しく組合員になれる方は出資金1口（100円）以上をお支払いいただき自治労共済生協の組合員となつていただくことにより、各都道府県支部の取り扱いにあわせて、自治労共済生協の共済を利用することができます。

### 2 自治労共済生協定款 一 組合員に関する条文抜粋（組合員の資格）

第6条 この組合の区域内に勤務する者は、この組合の組合員になることができる。  
2 この組合の区域の付近に住所を有する者又は当該区域内に勤務していた者で、この組合の事業を利用することを適当とするものは、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

（届出の義務）  
第9条 組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名、住所、その他規則で定める事項に変更があったときは、速やかにその旨をこの組合に提出しなければならない。

### 4 共済期間（保障の対象となる期間）について

・共済期間は原則1年間です。以降1年ごとに契約更新し、組合員である限り継続することができます。

5 契約できる人（共済契約者になることができる人）・保障の対象  
・総合共済の共済契約者となることができる人は、組合員本人です。  
・総合共済の被共済者（保障を受けることができる人）は、共済契約者です。保障の対象となる人は、組合員本人、その配偶者、子および親です。保障の対象となる物件は、被共済者の居住する建物です。  
※配偶者には、内縁関係の配偶者・同性パートナーを含みます。ただし、組合員やこれらの方に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。

### 6 共済掛金と保障額について

・共済掛金と保障額につきましては、パンフレット該当箇所をご参照ください。  
・事業規約および細則を改正した場合には、更新日時点における事業規約および細則にもとづく共済掛金の額・保障内容等（支払事由・共済金の額その他の契約内容となるすべての事項）により更新します。  
・共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化その他の事情により必要が生じた場合には、共済掛金の額の変更を伴わない範囲で保障内容等を変更する場合があります。なお、この場合には、変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、ホームページへの掲載その他の方法により周知します。

### 7 共済掛金の払込方法について

・組合を通じてのお申し込みとなりますので、具体的な共済掛金の払込方法につきましては組合にお問い合わせください。

### 8 解約と解約返戻金について

・退職して組合員でなくなるときなど、一定の要件を満たした場合は共済期間中に中途解約することができます。なお、解約返戻金はありません。

### 9 割り戻し金について

・自治労共済生協の毎年度の決算において剰余が生じた場合、総代会の議決にもとづき原則として割り戻し金を共済契約者に還元します。なお、必ず割り戻し金があることを約束するものではありません。

### 10 引受団体

・総合共済は自治労共済生協が次の事業規約により引き受けを行っています。事業規約：【総合（慶弔）共済】

（自由脱退）  
第10条 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

（法定脱退）  
第11条 組合員は、次の事由によって脱退する。  
（1）組合員たる資格の喪失 （2）死亡 （3）除名

（除 名）  
第12条 この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって除名することができる。  
（1）1年間この組合の事業を利用しないとき。  
（2）この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき。  
2 前項の場合において、この組合は総代会の会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。  
3 この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

### 3 個人情報について

・自治労共済生協の個人情報に関する事項  
自治労共済生協が保有する個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金のお支払いなどを含む共済契約の判断に関する業務や自治労共済生協の事業、各種サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。